

## 平成27年度包括外部監査

### 監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

#### に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II 廃棄物対策に係る監査結果について

##### II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

##### 1. 長期責任型運営維持管理業務における補修工事について

#### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① ろ布の未更新と委託費の減額について【廃棄物施設課、北清掃工場】（報告書 P126）</p> <p>委託業者は、反応集塵装置に装着されているろ布の状態について、通過風量の増減を加味した単位流量差圧という指数で変化を監視しており、反応集塵装置入出差圧が上昇した場合には、逆洗圧力及び逆洗時間の調整や連続逆洗等で対応している。この単位流量差圧は、ろ布の目詰まりに対する目安値であるため、委託業者は、ろ布の更新の可否を判断する際にはサンプリング検査を実施し、ろ布の引張強さ等の物理的強度、通気性、伸び率及び顕微鏡写真での状態確認等から総合的に判断している。</p> <p>清掃工場の設備等に係る修繕計画では、反応集塵装置のろ布更新を平成21年度と平成29年度（各々1億589万円）に計画している。しかし、委託業者は、定期的にろ布の状態確認等を行った結果、更新は不要と総合的に判断し、長期責任型運営維持管理業務への移行後はろ布の更新は行われていないことが外部監査の現場視察及び関係資料の閲覧・分析等において把握することができた。ろ布は移行前の平成13年度に更新が行われているため、平成26年度末現在、10年以上更新されていない。つまり、委託業者においては、修繕計画を策定以前よりもさらに効果的な運営手法を用いて、ろ布の長寿命化を図っているとも推測される。なお、平成29年度に計画されている次回のろ布更新については、従前と同様、ろ布の状態確認等を行うことで更新の可否を総合的に判断する予定である。そのため、仮に今後の運営期間中においてもろ布の更新は不要と総合的</p>	<p>ろ布の長寿命化は、ろ布の日常差圧監視に基づく、逆洗間隔や逆洗圧力等の調整により成し得たものであり、これらの調整は技術提案書の運転管理方法にあらかじめ記載されている内容である。したがって、契約書第10条の新技術に該当しないと判断し、委託費減額の協議を行っていない。</p> <p>当初の補修更新計画と実績の乖離に関しては、毎年度、事業者から修繕計画書の見直し版を受領し、コスト削減額についての説明を受けており、また、これらを踏まえた事業実施計画書が毎年度作成されており、契約書第36条に基づく監視は適切に行っている。</p>

に判断された場合には、長期責任型運営維持管理業務の運営期間中は、ろ布の更新が一度も行われない可能性もある。

一方、北清掃工場長期責任型運営維持管理事業契約書によると、委託費の見直しに関連して次の条項が規定されている。

(新技術等への対応)

第 10 条 事業準備期間中及び運営期間中、本件業務に関連して、著しい技術的な革新等により本件施設の機能を向上させることが明らかである場合、乙は、甲<sup>(注1)</sup>の提案に基づき、当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等（以下、「新技術等」という。）の本件業務に対する導入の可能性について検討するものとする。また乙<sup>(注2)</sup>は、自ら甲へ提案して新技術等の本件業務に対する導入の可能性について検討することができる。

2 (略)

3 第 1 前項に基づく検討の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により委託費の減額がもたらされることを合理的な資料により乙が証明した場合には、当該新技術等の導入及び委託費の減額について、甲及び乙は協議するものとする。

(委託費の見直し)

第 35 条 甲及び乙は、社会経済状況の変化に応じて固定費及び変動費の見直しを実施できるものとし、その詳細については、別紙 8 (委託費) に定めるとおりとする。

(注1) 事業契約書等の引用においては、以下、甲は千葉市を指す。

(注2) 事業契約書等の引用においては、以下、乙は委託業者を指す。

この中に規定されている「新技術等への対応」に、ろ布の更新に係る「逆洗圧力及び逆洗時間の調整や連続逆洗等での対応」という委託業者の技術が該当するかどうかについて、問題になるものとする。これに対して、北清掃工場においては、新技術等への対応や委託費の見直しの条項にも該当しないものとして、委託業者との間で委託費の減額や見直しについての協議は結果として行っていない。

この委託費の減額や見直しに関連して、市が行うべき業務範囲の中で「監視」業務等が、同じく契約書の中では次のとおり規定されている。

(その他の甲の義務)

第36条 甲は、別紙9(甲の業務範囲)に示す義務を自らの費用負担のもとに行う。

別紙9(甲の業務範囲)

甲が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(7) 本事業の実施状況の監視

甲は、乙により実施される運営維持管理業務の実施状況につき監視を行い、本件施設の維持補修の方法について乙と協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

北清掃工場では事業実施計画書は毎年度作成されているものの、概要で述べた設備等の補修更新計画と実績の乖離に関する現状に即して、当該補修更新計画の内容に関して、必要と考えられる改定が行われていないため、委託業者により実施される運営維持管理業務の実施状況につき必要十分な「監視」が行われていないものと考えられる。

長期責任型運営維持管理業務においては、委託業者は、設備機能を維持しかつ施設の稼働停止に至る大規模修繕工事を発生させないため、当初の修繕計画になかった補修更新工事についても、必要に応じて実施している。したがって、平成21年度において反応集塵装置ろ布更新が実施されないことをもって、当該補修更新工事費用(1億589万円)が委託業者の利益となっているとは断定できない。しかし、北清掃工場における長期責任型運営維持管理業務へ移行後の委託業者の経営成績について、事業計画書に添付された説明資料と実績を平成26年度までの税引前利益の累計で比較した結果、委託業者にとっては有利な差額が1億9,604万円生じている。つまり、委託業者は、長期責任型運営維持管理業務運営開始時点での8年間の利益計画では、8,012万円の税引前利益を計画していたが、それと比較して、実際の利益額は8年間で2億7,617万円であり、委託業者に有利な差額として1億

9,604万円の利益が発生していることが分かる。このような有利な差額の要因について、北清掃工場は「監視」の一環として委託業者から合理的な説明を求めている。

長期責任型運営維持管理事業においては、委託業者の効果的な運営手法による企業努力が期待されているものと考えられる。しかし、当初の補修更新費用の計画額が1億589万円となっている反応集塵装置ろ布更新を含めて、少なくとも5,000万円以上だけの計画額を単純に集計しても4億967万円分の更新等が明らかに実施されていない。このことについて、当初の計画との乖離が大きく、かつコスト削減額が多額となる事象が発生していると考えられるため、市は委託業者に対して、コスト削減額の按分方法の明確化を含め、委託費の減額や見直しについて契約書（監視条項、新技術等への対応条項及び委託費の見直し条項等）に基づき協議することを検討されたい。